

安芸市議会会議録反訳業務に関する一般競争入札公告

安芸市議会会議録反訳業務について、次のとおり一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告する。

令和 8 年 5 月 7 日

安芸市長 西内直彦

1. 入札に付する事項

(1) 業務名

安芸市議会会議録反訳業務

(2) 業務の内容

安芸市議会会議録反訳業務に係る仕様書による

(3) 申請期間

公告の日から令和 8 年 5 月 15 日（金）まで

(4) 入札

ア 入札書の提出期間

令和 8 年 5 月 20 日（水）午前 9 時から

令和 8 年 5 月 28 日（木）午後 5 時まで

イ 開札日時及び場所

日時 令和 8 年 5 月 29 日（金）午後 1 時 30 分

場所 安芸市役所 3 階 議会事務局第 2 委員会室

※立会希望者は、定時までに入室すること

(5) この入札への参加者は、安芸市建設工事競争入札心得を了知すること。

(6) この入札は、入札参加資格を認めた者が 1 社の場合でも入札を行う。

(7) この入札の参加申請において提出された申請書等は、返却しない。また、申請書等について提出期限後の差し替え、訂正等は認めない。

(8) 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、当該申請は無効とする。

2. 入札参加資格

入札参加者の資格要件は、次のとおりとする。

(1) 入札参加申込日までに安芸市において入札参加資格登録があり、類似業務の実績

があること。

- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (3) 安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成 25 年規則第 1 号）に基づく入札参加資格指名停止措置を受けていないこと又は同規則第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。

3. 入札参加資格の申請等

当該業務の入札に参加しようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（別紙 1。以下「申請書」という。）を提出し、入札参加資格の有無についての確認を受けなければならない。

入札参加資格の確認は申請書の提出期限をもって行い、その結果、入札参加資格なしと認められる者については、FAX で通知する。この通知のない者については入札参加を認めるものとし、入札参加資格確認通知は行わない。

(1) 申請書の提出期間

この公告の日から令和 8 年 5 月 15 日（金）午後 5 時まで

(2) 書類配布・提出場所

安芸市議会事務局（〒784-8501 安芸市土居 82-1）

TEL 0887-35-1019 FAX 0887-35-1027

※ 書類の配付については、上記での直接配付のほか、市ホームページからダウンロードすることができる。

(3) 提出方法

一般競争入札参加資格申請書は、上記提出場所に郵送又は直接持参するものとする。郵送の場合は、一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送すること。なお、期限までに申請書を提出しない者、又は申請書に不備・記載漏れがある者はこの入札に参加することができない。

(4) 入札参加資格なしと認めた場合の通知

令和 8 年 5 月 18 日（月）に FAX で通知

(5) 参加資格がないとされた者に対する措置

2 の入札参加資格を満たすことが条件であり、入札参加資格のない者からの入札参加資格なしに対する理由を市長に求めることはできないものとする。

(6) 入札参加資格の喪失

(4) の通知を受けない者であっても、次に該当する場合は入札参加資格を喪失する

ものとし、落札者にあつては落札決定を取り消す。

ア 2の入札参加資格を満たさなくなったとき。

イ 申請書等に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

4. 仕様書の閲覧等

(1) 閲覧

仕様書は、市ホームページ上において閲覧することができる。

(2) 質疑応答

仕様書の内容についての質問がある場合には、次のとおり取り扱う。

ア 質問は書面で行う（口頭質問には回答しない。）ものとし、安芸市議会事務局へ持参又はFAXで送信すること。FAXによる場合には、必ず電話により着信の有無を確認すること。

イ 書面の受付期間は、この公告の日から令和8年5月15日（金）午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答は、書面の受理後速やかに文書で行うものとし、期日までにあったものは質問者にFAXで通知するとともに、入札参加資格ありと認めた者すべてにFAXで通知する。

5. 入札方法等

(1) 入札書は持参又は郵送（一般書留又は簡易書留）で提出すること。

(2) 入札書は別に定める所定の用紙を使用し、封入後割印のうえ、封筒に入札業務名、宛名及び入札社名を朱書きすること。

(3) 入札書開封に立会を希望する場合は、その旨の委任状を提出し、入札書開封の前に入札執行者の確認を受けなければならない。

(4) 入札書の記載にあたっては、下記の点に留意してください。

ア 入札書記載の業務名の確認

イ 入札日の日付、住所、社名、代表者名等を記入

ウ 社印、代表者印を捺印

エ 入札金額を記入

・入札書に記入する金額は、消費税及び地方消費税額を含まない金額を記入

・金額の頭に¥マークを記入

(5) 落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載しなければならない。

(6) 入札書に記載する金額は、反訳時間の単価を記載しなければならない。

(7) 安芸市建設工事競争入札心得に規定される無効又は失格に該当する入札は、この入札において無効又は失格として扱う。

6. 入札保証金

免除する。

7. 入札の無効

安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当するときの入札は無効とする。

8. 立会人

立会人が 2 名に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員を 1 名以上立ち合わせて行う。

8. 落札者の決定方法

入札締め切り後、立会人の立会のうえ開札する。予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、最低価格入札者がした入札が無効となった場合は、原則として予定価格範囲内の次順位者を落札者とする。また、最低の価格が同額の場合、該当入札者に「くじ」を引かせ落札者を決定する。落札者がいないときは、予定価格と入札金額との差が最小のものと不落随意の協議を行うことができるものとする。

10. くじ引き

くじを引くべき入札者が立会人として参加している場合は、その者がくじを引き、参加していない場合は、入札担当職員と 8 の立会人が次の手順で行う。

- ① 入札担当職員がくじ引き用紙にくじに参加する者の数と同数の直線を記入し、そのうちの 1 に「落札」の表示（○印）をする。
- ② 立会人のうちの 1 名が、①のくじの直線のそれぞれに 1 から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、「落札」の表示が分からないようにして行う。）
- ③ 立会人のうち②の手続きを行った以外の者のうちの 1 名が、くじ引きに係る入札書に 1 から順に任意に番号を付す。（このとき、当該立会人には、入札者の名称等が分からないようにして行う。）
- ④ 入札担当者は、①と②で作成されたくじの番号と③で入札書に付された番号を突合する。くじで「落札」の表示がされた直線に付された番号と同じ番号を付した入札書を提出したものが落札者となる。
- ⑤ 入札担当職員及び立会人の全員が、くじの結果を確認し、その証として当該くじ引き用紙に各自署名する。

9. その他

- (1) 本公告に定めのない事項については、すべて関係法規等、地方自治法（昭和 29 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び安芸市契約事務規則の定めるところによる。
- (2) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。
- (3) すべての提出書類は、原則返還しない。
- (4) 落札結果については公表する。